

写

柏監第241号

平成28年8月25日

柏市長 秋山浩保様

柏市監査委員	高田幸男
柏市監査委員	石井昭一
柏市監査委員	橋口幸生

平成27年度柏市健全化判断比率等審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により審査に付された平成27年度柏市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 7 年度

柏市健全化判断比率等審査意見書

柏市監査委員

目 次

平成 27 年度 柏市健全化判断比率審査意見	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の概要	1
4 審査執行上の除斥	1
5 審査の結果	1
6 各比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	3
(4) 将来負担比率	4
平成 27 年度 柏市資金不足比率審査意見	6
1 審査の対象	6
2 審査の期間	6
3 審査の概要	6
4 審査執行上の除斥	6
5 審査の結果	6
6 各公営企業会計における資金不足比率の状況	7
平成 27 年度 柏市健全化判断比率等審査総括意見	8

平成 27 年度 柏市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 2 条で定義する次の比率（以下総称して「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

平成 28 年 6 月 8 日から平成 28 年 8 月 12 日まで

3 審査の概要

平成 27 年度健全化判断比率の審査は，市長から提出された前記「審査の対象」に掲げる比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について，計数，所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により慎重に行った。

なお，審査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 健全化判断比率は，法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているか。

4 審査執行上の除斥

本審査にあたって，下隆明監査委員は，前職に係る事項について，審査が市項目に及ぶこと。また，全国都市監査委員会から示されている質疑応答集により，地方自治法第 199 条の 2 の規定を引用し，除斥とした。

5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は，関係法令の規定に基づいて

算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「早期健全化基準」を下回っていることが認められた。

6 各比率の状況

近年の健全化判断比率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	25年度	26年度	27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	7.8	5.9	5.3	25.0	35.0
将来負担比率	34.6	16.7	1.9	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」は、黒字収支のため実質赤字額が発生しなかったことを表す。

前年度と同様、すべての比率が早期健全化基準未満となった。

実質赤字比率及び**連結実質赤字比率**は、いずれの会計においても実質赤字及び資金不足が発生せず黒字収支となった。

実質公債費比率は、前年度を0.6ポイント下回る5.3%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回った。

将来負担比率は、前年度を14.8ポイント下回る1.9%となり、早期健全化基準(350.0%)を下回った。

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質収支の赤字額が標準財政規模に占める比率であり，財政運営の悪化の度合いを示す指標である。平成27年度の本市の一般会計等の実質収支は3,844,123千円の黒字となったことから，実質赤字比率は算定されなかった。

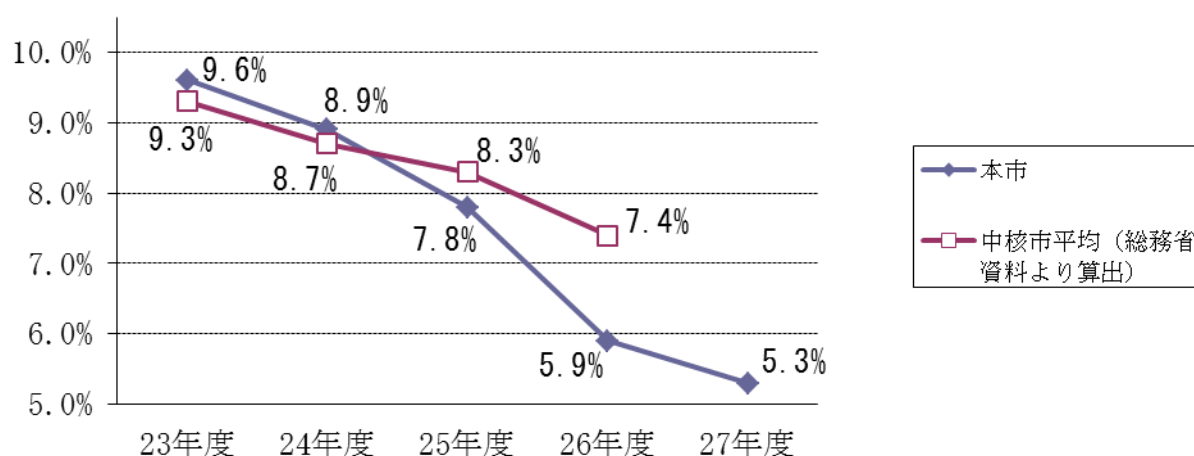
(2) 連結実質赤字比率

本市の全会計における実質収支の赤字額（公営企業会計は資金の不足額）の合計が標準財政規模に占める比率であり，地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す指標である。平成27年度の本市の実質収支はすべての会計において黒字となり，その実質黒字額又は資金剰余額の合計は19,263,729千円となったことから，連結実質赤字比率は算定されなかった。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が決算年度に負担する地方債等の元利償還金及びこれに準ずる額の合計が標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に占める比率であり，地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示すフロー指標である。直近の3か年における算出値の平均により算定した本市の実質公債費比率は，前年度に引き続いて改善し，5.3%となった。

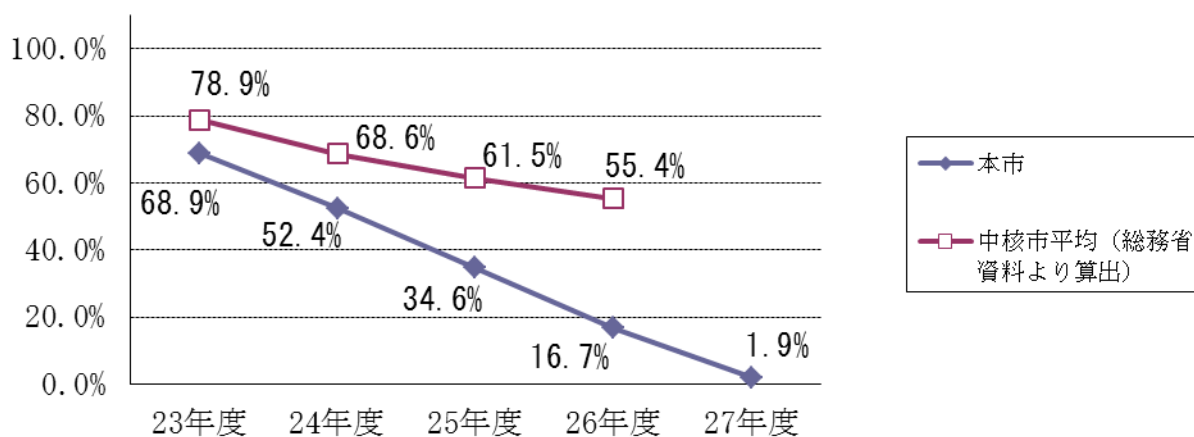
実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債の総量が標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に占める比率であり，地方公共団体の実質的な負債の規模を示すストック指標である。平成27年度の本市の将来負担比率は，地方債の減少等により将来負担額が減少したことや，地方消費税交付金や事業所税の増に伴い「標準収入額等」が増加したことにより，前年度に引き続いて改善し，1.9%となった。

将来負担比率の推移



(参考) 柏市健全化判断比率等の算定対象となる会計の範囲

一般会計等 (普通会計)	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	一般会計等に属する 特別会計	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計				
		学校給食センター事業特別会計				
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護老人保健施設事業特別会計				
		駐車場事業特別会計				
	公営企業会計	法適用企業	病院事業会計			
			水道事業会計			
			下水道事業会計			
	法非適用企業	公設総合地方卸売市場事業特別会計				
	一部事務組合・広域連合	東葛中部地区総合開発事務組合		↑ 資金不足比率 (会計ごとに算定) ↓		
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合						
千葉県市町村総合事務組合						
千葉県後期高齢者医療広域連合						
北千葉広域水道企業団						
地方公社・第三セクター等	柏市土地開発公社		↑ 将来負担比率 ↓			
	柏市まちづくり公社					
	柏市医療公社					
	柏市みどりの基金					
	千葉県土地開発公社					
	千葉県地方土地開発公社					
	千葉県信用保証協会 他					

※ 出典は 財政部 財政課 「平成 26 年度 健全化判断比率等の概要」

平成27年度 柏市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

法第22条第2項で定義する資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成28年6月8日から平成28年8月12日まで

3 審査の概要

平成27年度資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数、所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により慎重に行った。

なお、審査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 資金不足比率は、法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

4 審査執行上の除斥

本審査にあたって、下隆明監査委員は、前職に係る事項について、審査が市項目に及ぶこと。また、全国都市監査委員会から示されている質疑応答集により、地方自治法第199条の2の規定を引用し、除斥とした。

5 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また、いずれの公営企業会計における資金不足比率についても、経営健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「経営健全化基準」を下回っていることが認められた。

6 各公営企業会計における資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計における資金不足額が当該公営企業の事業規模に占める比率であり、公営企業の経営の悪化の度合いを示す指標である。

近年の本市の資金不足比率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	区 分	資金不足比率			経営健全化基準
		25年度	26年度	27年度	
法適用	病院事業会計	—	—	—	20.00
	水道事業会計	—	—	—	
	下水道事業会計	—	—	—	
法非適用	公設総合地方卸売市場事業特別会計	—	—	—	

※資金不足比率における「—」は、黒字収支のため資金不足額が発生しなかったことを表す。

※下水道事業会計は、平成26年度に法非適用企業から法適用企業に移行した。

本市において資金不足比率の算定対象となるのは、病院事業、水道事業、下水道事業（地方公営企業法適用）及び公設総合地方卸売市場事業（地方公営企業法非適用）の4事業に係る公営企業会計であるが、すべての公営企業会計において資金不足が発生せず黒字収支となったため、資金不足比率は算定されなかった。

平成27年度 柏市健全化判断比率等審査総括意見

審査の結果，特に付すべきものと判断した事項を，総括意見として次のとおり付記する。

1 多様な視点での健全化判断による健全財政の確保について

健全化判断比率は，すべての比率が早期健全化基準を下回る結果となった。しかし，将来負担比率の年度別推移は，急激に改善の方向に推移しており，健全化判断比率だけで本市の財政運営に全く問題がないとは言い切れない。

公共施設等の老朽化対策など，現行の健全化制度では捉えきれない財政運営上の課題については，今後導入する地方公会計制度で把握される新たな指標を使用するなど，本市独自の詳細な財政状況の分析が必要となってくる。

また，資金不足比率は算定されていないが，剰余金発生を意識するあまり，将来世代間との行政サービス水準に格差が生じないように，行政サービスと財政運営のバランスの適正化を図るなど，多様な視点での健全化判断によって，財政運営健全化を推進する積極的な取り組みを実施されたい。

2 事業費と財源の関係について

先の決算審査では，予算と決算との関係の重要性から，不用額や財源の状況，予算繰越等について重視し，審査を行ったところである。この中で，健全化判断比率の実質赤字比率の基礎数値となる実質収支の捉え方について疑義が生じ，公設総合地方卸売市場事業特別会計の繰越事業費の財源構成について指摘し，修正に至った経緯がある。

実質収支は，単に市の財政運営が赤字か黒字かの判断ではなく，予算に対する市の一年間の実績や成果を確認する重要なものとなる。

今後，地方公会計制度が導入され市の資金調達から収支状況の確認など財政状況が一層鮮明になっていくことを念頭に，今一度，事業費と財源の関連付けの見直しを実施されることを要望する。